

よくある質問Q&A

これまで、事業者の方から多く寄せられた質問を掲載しております。これ以外で質問がありましたら、提出先までお問い合わせください。

1 事業対象について

Q1 補助対象経費の算定は、どのように行えばよろしいでしょうか。

A1 補助対象経費とは、「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 取扱要領」の「第3 交付の対象となる施設の範囲」に規定する設備の設置に係る費用のうち、「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業 交付要綱」の「別表第2」及び「別表第3」に規定する補助対象経費のことをいい、これに該当する費目を積算することで算出します。基本的に、補助対象経費に基礎工事や上屋等の土木建築に係る費用は含まれません。

Q2 増嵩費用の算定は、どのように行えばよろしいのでしょうか。

A2 増嵩費用とは、高効率化を図ることにより追加的に発生する施設整備に係る費用のことで、従来の処理方法を基準として算定します。従来の処理方法とは、廃棄物高効率熱回収ならば、熱回収率5%の熱回収であり、廃棄物高効率熱回収以外ならば、現状での処理方法を勘案して設定し、これとの差額から増嵩費用を算定します。

2 補助対象となる事業について

Q3 廃棄物として木くずを受け入れ、それをチップ燃料として製造し、これをボイラー燃料等として売却する事業を検討していますが、対象となりますか。

A3 ご質問の事業は「バイオマス燃料製造」に該当するため、対象の条件を満たせば対象にはなりません。しかし、本事業の要件として「先進性の高く、波及効果が見込まれる事業」であることも要件となっていることから、導入事例が多く、既に普及していると思われる事業では、これらについて応募書類にて十分な説明が必要です。

Q4 廃食用油等からバイオディーゼル燃料製造設備を導入する事業を検討していますが、対象となりますか。

A4 本事業では、バイオエタノール及びバイオディーゼル燃料製造、バイオエタノール混合ガソリン等利用促進に関する事業は対象とはしておりません。

3 応募について

Q5 公募期間外でも応募書類を提出すれば受け付けていただけますか。

A5 原則として、受理はできません。

Q6 二次公募に応募したいと考えているのですが、これは毎年必ず実施されますか。

Q6 二次公募は、一次公募の採択の可否を行った後に、なお本事業の予算に剰余が生じた場合に限り応募を行います。従いまして、毎年必ず行われるものではありません。

Q7 環境省にて事業概要を説明したいと考えておりますが、相談には応じてもらえますか。

A7 応募書類を提出する前に環境省の担当者が相談に応じることは可能ですが、有意義な議論を行うためにも、可能な限り応募書類を作成していただき、その資料により説明していただけるよう、事業者の方にはお願いをしております。

4 技術審査委員会について

Q8 技術審査委員会にて審議する際に、委員に対して事業概要を発表したいと考えておりますが、それは可能ですか。

A8 委員の了承があれば可能ですが、その際には環境省の指示に従っていただくこととなります。